

～みんなでもっときれいな美しい町をつくろう～

岩美町環境美化に関する条例

平成24年4月1日より施行

●岩美町環境美化に関する条例の概要について

美しい自然や快適な生活環境は、岩美町の財産です。町内一斉清掃やクリーン作戦、ボランティア団体の活動など、町内各地で清掃活動が実施されています。その反面、缶・瓶・ペットボトルなどのポイ捨てや犬のふんの放置があり、マナーの悪いところがあります。町では、美しいふるさとをいつまでも守り、子どもや孫に引き継いでいくことを願い、また、缶・瓶・ペットボトルなどを資源としてリサイクルしていくために「岩美町環境美化に関する条例」を制定し平成24年4月1日から施行します。

この条例は、美観の保持及び快適な生活環境の保全に資するという観点から、公共の場所において『空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置』の行為を禁止します。

1. 町・町民・事業者・土地所有者 それぞれの役割

それぞれ協力しながら美しい岩美町をつくっていきます。

- ①町は、町民・事業者・土地所有者と協力して、環境美化施策を推進します。
- ②町民や町内を通過する者は、屋外で出したごみを適正に処分します。また、町の環境美化施策に協力します。屋外のごみ箱にごみを捨てる場合は、適正に分別して収容します。
- ③事業者は、従業員に対する意識の啓発、周辺の美化活動の実施、その他快適な生活環境の確保に努めます。
- ④自動販売機の設置者は、ジュースなどの自動販売機に、ごみ箱を併せて設置して、空き缶等の散乱防止に努めます。また自動販売機周辺の清掃をおこなっていきます。
- ⑤土地所有者は、管理・占有する土地の環境美化に努めます。また、町の環境美化施策に協力します。

2. 禁止事項

公共の場所（道路・公園・駅などの公共の用に供される屋外の場所）において『空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置』の行為を禁止とします。町長は、空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置をした者に対して、これを回収するように指導・命令・公表・過料を科すことがあります。

空き缶・たばこなどの
投げ捨てはしない

飼い犬のふんは
放置しない

条例は岩美町役場のホームページ環境水道課をご覧ください。



問い合わせ先 環境水道課 環境係 ☎73-1567